

【ニュース】

○文部省告示第五十四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づき、博物館の健全な発達を図るため、私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準について次のように定める。

平成九年三月三十一日

文部大臣 小杉 隆

私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準

（目的）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づき、博物館の健全な発達に資するため、博物館法第二条第二項に規定する私立博物館（以下「博物館」という。）が青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を定める。

（望ましい基準）

第二条 博物館は、青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくため、次に掲げる基準を満たすことが望ましい。

- 一 一年を通じた開館日数が原則として二百五十日以上であること。
- 二 公立学校が休業日となる土曜日の児童・生徒の入場を無料にするなど、青少年、親子等の利用に対する優遇措置を講じること。

（期待される取組）

第三条 博物館は、青少年に対する魅力的な学習機会の提供をより一層円滑に進めるため、次に掲げる取組を充実することが期待される。

- 一 授業の一環として博物館を利用する際の基準を明確にするなど、学校教育の一環としての青少年の受入に係る取組を充実すること。
- 二 青少年の利用促進のための相談窓口を設置するなど、青少年にとって博物館がより魅力的な学習の場として機能を発揮して行くための取組を充実すること。

（告示等）

第四条 文部大臣は、第二条に規定する基準を満たしているかどうか確認を希望する博物館のうち、基準を満たしていると認める博物館について、基準を満たしていることについて官報で告示するとともに、基準を満たしている博物館の名簿を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

附則

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

○文部省生涯学習局長通知

文 生 社 第 217 号
平成 9 年 6 月 23 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省生涯学習局長
草 原 克 豪

「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の告示について（通知）
このたび別添のとおり、平成9年3月31日付で「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関

する基準」(文部省告示第54号)が告示されました。

この告示は、博物館法(昭和26年法律第285号)第8条の規定に基づき、博物館の健全な発達に資するため、博物館法第2条第2項に規定する私立博物館(以下「博物館」という。)が青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を定めたものです。

この告示の趣旨、内容及び関連事項は、下記のとおりであり、この告示で定める基準に合致する私立博物館の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする民法法人は、法人税法等に規定する要件を満たした場合に新たに特定公益増進法人として税制優遇措置の対象となります。

ついては、都道府県教育委員会においては、管下の各私立博物館に対し、その周知徹底を図るとともに、私立博物館に対する指導または助言に当たっての参考とされるようお願いいたします。

また、この告示に定める望ましい基準等を満たす私立博物館が、貴管下の学校教育活動や青少年の学習や体験学習の場として積極的に活用されることについて、御配慮されるようお願いいたします。

おって、この告示の施行に伴い、各都道府県教育委員会には、私立博物館からの提出書類について経由していただくこととなりますので、その取り扱いについてよろしくお願いいたします。

なお、この告示は私立博物館を対象とするものですが、博物館において青少年に対する魅力的な学習機会の提供を進めていくことの重要性にかんがみ、必要に応じ、貴書簡の博物館の運営及び貴管下の各公立博物館に対する指導または助言に当たっての参考とされるようお願いいたします。

記

第1 「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」(平成9年文部省告示第54号。以下「告示」という。)の制定について

1 制定の趣旨

青少年を取り巻く教育環境が大幅に変化する中で、学校・家庭・地域社会の連携による教育力の向上や、今後の完全学校週5日制の実施に向け、青少年の地域における体験型の学習機会の充実が求められている。

このため、地域の学習活動の拠点として重要な役割を果たしている私立博物館において青少年を対象とした事業等への積極的な取組を促進するため、博物館法第8条の規定に基づく望ましい基準を定めるとともに、あわせて、私立博物館が青少年に対する魅力的な学習機会の提供をより一層円滑に進めていくに当たり、期待される取組を示したものである。また、青少年に対する学習機会の充実に積極的な博物館の活用を促進する観点から、望ましい基準を満たしている私立博物館を官報で告示し一般への周知を図ることとしたものである。

なお、この告示は、青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準を定めたものであり、私立博物館の設置及び運営全般に係る基準ではない。

2 告示の内容

(1) 第1条(目的)関係

博物館法第8条の規定に基づき、博物館の健全な発達に資するため、私立博物館の青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を定めたものであること。

(2) 第2条(望ましい基準)関係

私立博物館が、青少年に対する学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を次のとおり示したものであること。

ア 一年を通じた開館日数が原則として250日以上であること。

これは、青少年、親子等の博物館利用を容易にするためには、年間を通じた十分な学習機会が確保されることが重要であることから、原則的な基準として年間開館日数を示したものであること。

イ 公立学校が休業日となる土曜日の児童・生徒の入場を無料にするなど、青少年、親子等の利用に対

する優遇措置を講じること。(第2号)これは、学校週5日制の実施に向けて、特に土曜日における青少年、親子等の利用に対する優遇措置を講じることを基準として示したものであること。

なお、青少年、親子等の利用に対する優遇措置としては、ここに例示された「公立学校が休業日となる土曜日の児童・生徒の入場を無料にする」ことに限らず、例えば授業の一環として博物館を利用する際の入場を無料にすることなど、地域や施設の特性を生かした取組を行うことも考えられる。

(3) 第3条(期待される取組)関係

私立博物館が、青少年に対する魅力的な学習機会の提供をより一層円滑に進めるため、充実することが期待される取組を次のとおり示したものである。

ア 授業の一環として博物館を利用する際の基準を明確にするなど、学校教育の一環としての青少年の受入に係る取組を充実すること。(第1号)

なお、学校教育の一環として青少年の受け入れに係る取組としては、ここに例示された「授業の一環として博物館を利用する際の基準を明確にする」ことに限られず、例えば、次のような取組が考えられる。

- (ア) 教師等を対象とした博物館の利用促進のための研修・研究会の開催
- (イ) 授業の一環として博物館を適切かつ効率的に利用するための学習教材の開発
- (ウ) 学校へ出張講座や移動展示の開催、など

イ 青少年の利用促進のための相談窓口を設置するなど、青少年にとって博物館がより魅力的な学習の場として機能を発揮していくための取組を充実すること。(第2号)

なお、青少年にとって博物館がより魅力的な学習の場として機能を発揮していくための取組としては、ここに例示された「青少年の利用促進のための相談窓口を設置する」ことに限られず、例えば、次のような取組が考えられる。

- (ア) 児童・生徒やその親子等を対象とした学習教室や自然観察教室の開催
- (イ) 青少年を対象とした展示コーナーの設置や特別展等の開催、など

(4) 第4条(告示等)関係

青少年の私立博物館の利用を促進するとともに、私立博物館と学校等との連携を通じた私立博物館の活用を促進するためには、青少年を対象とした取組に積極的な私立博物館を一般に周知することが重要であることから、文部大臣は、第2条に規定する基準を満たしているかどうか確認を希望する博物館のうち、基準を満たしていると認める博物館について、基準を満たしていることについて官報で告示するとともに、基準を満たしている博物館の名簿を作成し、これを一般の閲覧に供するものとしたこと。

(5) 附則関係

施行期日は、平成9年4月1日としたこと。

第2 関連事項

1 本告示に基づく私立博物館の確認及び官報告示等の手続きについて

(1) 告示第2条に規定する「望ましい基準」を満たしていることの確認を求める私立博物館(以下「確認希望博物館」という。)は、様式1により、都道府県教育委員会を通じて、文部大臣に必要な書類を提出する。

(2) 文部大臣は、確認希望博物館のうち、基準を満たしていると認められる私立博物館名を官報で告示するとともに、様式2により、都道府県教育委員会を通じ確認希望博物館にその旨を通知する。

なお、文部大臣は、確認に当たって、博物館法第17条の規定に基づき、都道府県教育委員会に必要な報告を求めることがある。

(3) 文部大臣は、官報で告示された博物館の名簿を作成し、一般の閲覧に供するとともに、各都道府県教育委員会に送付する。

- (4) 官報で告示された博物館は、毎年度6月30日までに、様式3により、開館日数及び青少年を対象とした取組等に関する実績報告を、都道府県教育委員会を通じて文部大臣に提出するものとする。なお、様式1により提出した記載事項について、博物館の名称、所在地及び青少年に対する学習機会の提供に係る取組のうち重要な事項に変更があった場合には、実績報告を提出する際、文部大臣に届出のものとする。
- (5) 文部大臣は、官報で告示された博物館が第2条に規定する望ましい基準を満たさなくなったと認めた場合には、その旨を官報で告示するとともに、当該博物館を第4条に規定する名簿から削除する。

2 その他

- (1) 平成9年度税制改正において、「博物館法第8条の規定に基づき文部大臣が定める私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」に合致する博物館法に規定する登録博物館の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする民法法人（以下「設置法人」という）が、特定公益増進法人として税制優遇措置の対象として新たに追加されたところである。

設置法人が、特定公益増進法人の認定を受けるためには、本告示に基づき、文部大臣が、私立博物館が告示に定める基準を満たしていることを確認し、官報で告示するとともに、法人税法等に規定する特定公益増進法人としての要件を満たしていることが必要になるので、特定公益増進法人としての認定を希望する設置法人にあつては、本告示の趣旨、内容等を十分了知し、必要な手続きをとること。

- (2) 都道府県教育委員会においては、本告示に基づく手続きを円滑に進めるため、博物館行政の担当課及び係名等を様式4に記載して、平成9年7月1日までに文部省生涯学習局社会教育課に送付されたい。

(様式1)(様式2)(様式3)(様式4)：省略

別添

○文部省告示第五十四号：省略

[参照条文]

法人税法施行令の一部を改正する政令（平成九年三月三十一日政令第百四号）（抄）

第七十七条第一項第三号中…（略）…次のように加える。

カ 博物館法第二条第一項に規定する博物館（青少年教育への支援を行うものとして大蔵省令で定める要件を満たすものに限る。）の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする法人

※所得税法施行令についても同趣旨の改正あり（平成九年三月三十一日政令第百三号）。

法人税法施行令の一部を改正する政令（平成九年三月三十一日大蔵省令第二十七号）（抄）第二十三条の二…（略）…第一項の次に次の一項を加える。

- 2 令第七十七条第一項第三号カに規定する大蔵省令で定める要件は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条（設置及び運営上望ましい基準）の規定に基づき文部大臣が定める私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準に合致するものであるものであることとする。

※所得税法施行令についても同趣旨の改正あり（平成九年三月三十一日大蔵省令第二十六号）。